令和2年度第4回長野県契約審議会次第 (Web 会議)

日時 令和3年(2021年)2月4日(木) 午後1時30分から4時30分まで 場所 議会棟4階404・405会議室(事務局)

- 1 開 会
- 2 会議事項
 - (1) 審議事項
 - ア 前回審議会の主な意見
 - イ 土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行
 - ウ 取組方針の変更 (素案)
 - エ 製造の請負等3契約、建設工事、森林整備業務の入札参加資格
 - (7) 資格付与期間の見直し

【取組番号 20 等】

(イ) 審査項目等の見直し

【取組番号 20.74 等】

- (2) 報告事項
 - ア 建設工事等における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の実施状況 【取組番号3】
 - イ 「防災・減災、国土強靭化の5か年加速化対策」への施工確保及び体制強化の取組
 - ウ 庁舎等の清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定【取組番号 18】
- 3 その他
- 4 閉 会

資料 一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見 ・・・ 資料 1 (P1)
- イ 土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行 ・・・ 資料2 (P2)
- ウ 取組方針の変更 (素案) ・・・ 資料3 (P6)
- エ 製造の請負等3契約、建設工事、森林整備業務の入札参加資格
 - (7) 資格付与期間の見直し ・・・ 資料 4 (P14)
 - (イ) 審査項目等の見直し ・・・ 資料5 (P15)

報告事項

- ア 建設工事等における総合評価落札方式(簡易II型)の実施状況 · · · 資料6 (P26)
- イ 「防災・減災、国土強靭化の5か年加速化対策」への施工確保及び体制強化の取組 ・・・ 資料 7 (P28)
- ウ 庁舎等の清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定 ・・・ 資料 8 (P29)

長野県契約審議会委員名簿

(任期3年 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで)

(敬称略、五十音順)

	氏	名		経歴・役職等	備	考
相	^{ざわ} 澤	^{ひさ} 久	予	公認会計士	田	席
*************************************	葉	芳	范	長野県立大学ソーシャル・イノベーション創出センター チーフキュレーター	出	席
*** 在	并	_{みつ} 光	^{あき} 明	東京大学名誉教授 東亜大学大学院総合学術研究科教授	出	席
^{おく} 奥	is 原	みと	ごり	一級建築士	出	席
*************************************	<u>∟t</u> ε		Lpう 修	一般社団法人長野県建設業協会会長	出	席
<i>t</i> ≈ ⊞	ti s 村		Lifa 秀	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授	出	席
^{なか} 中	li 嶌	。 実	香	弁護士	出	席
西	^{むら} 村	^{なお} 直	予	信州大学名誉教授 立命館大学食マネジメント学部教授	出	席
^{ほり} 堀	越	_{みち} 倫	世	税理士		
**·		Lph ん 俊	也	長野大学企業情報学部教授	出	席
湯	^{もと} 本	憲	≢ð Т	自治労長野県本部副中央執行委員長	出	席
站	野	*う 洋	いち <u>-</u>	一般財団法人首都高速道路協会理事	出	席

資料1

前回審議会の主な意見 [令和2年度第3回契約審議会(11月6日)]

項目	取組番号	委員	意見の要旨	回答・対応案等
	<u></u> ————————————————————————————————————		台風19号の際に河川等で緊急対応できない当番業者があったケースを踏まえ、包括民間 委託であればこのようなケースが解決できる理由は何か。	台風19号災害における河川等の当番制での対応では、了解を得られた1者に緊急対応 を依頼したのに対し、包括民間委託では、複数の業者からなるJVに緊急対応の依頼を行 うため、地域に精通した業者同士が相互支援し合うことで緊急対応が可能と考えられま す。
		堀越委員	包括民間委託の試行を導入するのは全96地域の4分の1程度とあるが、その選定の基準 はどのようなものか。	令和4年4月から試行を導入しやすい地域として、河川等の当番登録を行っている業者が、すべて道路JVに加入している地域を考えており、それを満たす地域が現時点で全96地域の4分の1程度の数となります。
		湯本委員	包括的民間委託により、具体的にどのような事務の簡素化・効率化につながるのか。	包括民間委託に移行しますと、発注者としては主に当番登録の公募、当番表の作成事務が不要となり、受注者としても当番登録の申請事務が不要となります。また、移行後の事務については、これまで道路で行ってきた事務に河川等を含めた形で統一して業者選定、契約が可能となり、事務の簡素化・効率化につながると考えています。
土木施設小規模補修工事等の包括 民間委託の試行	_		平成29年から現在に至るまで、小規模補修工事と除雪業務の一体型の試行により、どのようなことがわかってきたか、その中身を補足いただきたい。	
		碓井会長 相澤委員 秋葉委員	包括的民間委託に関する共同企業体の定義や、結成に関する条件、仕事の分配等に係る全体のスキーム図について確認したい。	
		奥原委員 西村委員 森委員	包括的民間委託に関し、意欲ある企業がJVから漏れ、参加できないことにならないか 考慮いただきたい。	審議事項の中で説明いたします。
			なんとなく全体が性善説で説明されている感じがあり、県として仕組みを作って進める場合には、性善説ではいかない場面も生じ得ることを考えて進まないと危ない。	
建設工事等における全国の落札率の推移	3	堀越委員	建設工事の落札率が94.4%まで上がっているにもかかわらず、委託業務が90%にとど まっていることに問題はないか。	建設工事は、資機材購入や下請契約などでかかる経費があり、企業努力だけではコストを下げられない部分がるため、94.4%は妥当な数字として解釈しています。それに対し、委託業務は、資材購入などの部分が少ないので、今のところ見直しの必要性はないと考えております。
清掃・警備・施設管理業務におけ る賃金実態調査の結果	10 76	湯本委員	この調査には、今回示された以外の事項はあるのか。非正規社員の手当に関する最高裁判決が出たことに鑑み、手当等について調査項目に加えることはできないか。	調査票の中では、基本給についての項目のほか、手当として扶養手当、通勤手当、時間外や休日の手当、その他の手当といった項目も併せてお聞きし、御回答をいただいております。今回の最高裁判決の内容を踏まえ、来年度の調査では、扶養手当等の額に特筆すべき変化があるかどうか注視してまいります。

土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行(再審議)

1 背景

- 〇現行での小規模補修工事(緊急に対応すべき応急工事)の対応は、道路施設は特定共同企業体(JV)への民間委託、河川等の施設は日毎に割り振られた当番業者に発注を行っているが、令和元年台風19号災害への対応において、河川等で緊急対応できない当番業者があるなど対応が遅れたケースがあった。
- ○近年の小雪により除雪の業務量が減少しており、人件費や機械管理費の負担が増している。
- 〇土木施設の維持補修の方向性として、地域のJV等が効率化を図りながら安定的に工事 の施工が行えるよう、複数業務を組み合わせるなどの包括的な民間委託が求められている。

2 内容

1)取組

- •全県において実施してきている道路施設の小規模補修工事等に係る民間委託(道路JV) を、河川、砂防及び都市公園施設を含めた包括民間委託(包括JV)とし、一部地域 で試行導入する。
- 試行中の道路施設の小規模補修工事と除雪業務の一体化を推進する。

2) 効果

- ・地域に精通した包括JVが地域の施設を一体的に現場対応することができ、迅速かつ 効率的な緊急対応が可能となる。
- ・除雪との一体化を含む複数業務により年間を通じた業務量の確保が可能となり、経営の 安定化が期待される。
- ・ 受発注者ともに事務の簡素化・効率化につながる。

3) 進め方

【河川・砂防・都市公園を含めた包括民間委託】

- 河川等の当番登録を行っている業者が、すべて道路JVに加入している地域から 試行を導入する。(全96 地域の1/4 程度) ※令和4年4月から試行を実施
- 総合評価落札方式における小規模補修工事当番登録等(JV含む)の加点を廃止する。
- 試行開始後、地域の当番登録や道路JVへの加入状況を踏まえ、建設業者の意見を 聞きながら、試行地域を拡大していく。

【除雪業務の一体化】

• 道路施設の小規模補修工事と除雪業務の一体化は、概ね5年間を目途に推進する。

道路施設の小規模補修工事等に係る民間委託について

- ◆舗装の穴埋め、草刈り、側溝清掃などの維持作業や、1 工事 250 万円未満の崩落土や 落石、倒木除去などの小規模補修工事について、長野県では民間委託を実施している
- ◆業者選定には入札参加者の施工体制を評価して委託者を決定する「施工体制確認型契約 方式」を導入するとともに、地域に根ざした業者が参入できるよう、複数の構成員から なる特定共同企業体(JV)との契約も可能としている
- ◆令和元年度からは3か年にわたる複数年継続委託を試行しており、現地機関や受注者からは「計画的な業務が実施できる」、「事務量が軽減された」等の評価を受けている
- ◆平成29年度からは小規模補修工事と除雪業務一体型方式を試行している

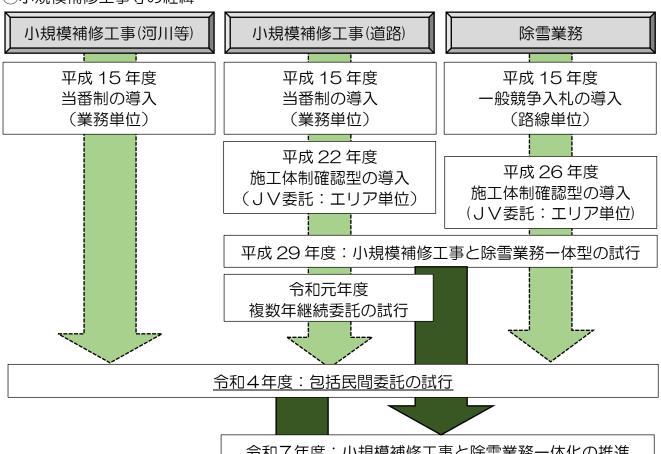








○ 小規模補修工事等の経緯



令和7年度:小規模補修工事と除雪業務一体化の推進

小規模補修工事等におけるJVへの業務委託

1 JV(建設共同企業体)の種類

特定JV	大規模かつ技術難度の高い工事において、工事ごとに結成(2~3者)
復興JV	入札不調の発生を防止し、復旧を迅速かつ効率的に実施するために結成(2~4 者)
経常JV	中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保するために結成(2~3者)
地域維持型JV	地域の維持管理に不可欠な事業で、実施体制の安定確保を図るために結成
	(構成員数は、地域や対象工事の実情に応じ、円滑な共同施工が確保できる数)

※当該業務ではJV名称を特定共同企業体としているが、種類としては地域維持型JVに該当

2 小規模補修工事等に係る施工体制確認型契約方式(民間委託)

1) 委託する業務内容

- ①舗装修繕(穴埋め)、草刈り、支障木除去、側溝清掃などの維持補修作業
- ②小規模補修工事(道路等施設において緊急に修繕又は機能回復が必要な修繕等の作業) 対象: 1 件 250 万円未満の応急工事(道路 R1 実績 約 3,460 箇所、約 40 億円)

【 参考: 当番制の河川、砂防、都市公園 R1 実績 約1,190 箇所、約13 億円 】

- ③除雪及び凍結防止剤散布業務
- **4**その他

2)参加要件

単体企業又はJVのいずれか

※他の要件は、JVの要件のとおり

3) JVの要件

■主な要件

- ①いずれかの構成員が「土木一式」又は「とび・土エ・コンクリート」、かつ「舗装」の入札参加資格あり
- ②構成員は、「土木一式」又は「とび・土エ・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの入札参加資格あり
- ③構成員の全者は、「本店、営業所の所在地」の要件を満足
- ④当該工事に対応する主任技術者を工事毎に配置できる
- ⑤構成員の資格総合点数は規定なし
- ⑥構成員数に制限を設けない
- ⑦複数の共同企業体の構成員となることはできない

■結成方法・形態

- 自主結成とする。
- ・分担工事型(各構成員がそれぞれ分担する工事を、責任をもって施工する方式)を基本とする。

4) 契約までの流れ

業務の公募



JVの結成(協定書の作成)



参加表明・施工体制の提案



評価委員会による評価



評価点が最高の1者と随意契約

「参加表明・施工体制の提案時における確認書類」

- ・参加表明書、参加要件資料、JV入札資格申請書、協定書
- ・施工体制提案書(資料含む)、価格提案書

[評価方法]

- ・各発注機関で設置する評価委員会において評価を実施
- 評価点(満点 100 点)=価格点(15 点)+価格以外点(85 点)
 - ※価格点:15点×最低価格/提案価格
 - ※提案価格については、失格基準価格を設定
 - ※価格以外点:施工体制を項目別に評価した合計点
 - 人員体制、保有資機材、緊急時体制、過去の実績など

※評価項目で対応が不可能と判断される者は失格

[契約時における確認書類]

• 見積書、契約書、施工計画書、緊急時連絡体制表

5)業務の流れ(小規模補修工事)

道路利用者等からの通報
県⇒受注者(JV)代表者へ発注
県⇒受注者(JV)代表者へ発注
リンパ表者⇒担当構成員へ依頼
担当構成員が措置実施
検査・支払い(代表口座)

(契約書より)

受注者(JV)は、発注者が通知する発注依頼書により、<u>通知する都度、</u> <u>通知する工期内に通知する工事を完成し、工事目的物を発注者に引き渡す</u> ものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

ただし、発注者が管理する道路の維持及び補修工事で、<u>緊急性が極めて</u> 高い応急工事である場合、受注者は、発注者の通知によらず工事に着手で きるものとし、工事の内容について速やかに発注者に報告するものとす る。

受注者が共同企業体を結成している場合においては、<u>発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行う</u>ものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、<u>受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者</u>を通じて行わなければならない。

6) 工事の分担(協定書より)

・各構成員の工事の分担は、次を基本とする。

○○地区 ○○株式会社、 △△地区 △△株式会社、・・・・

- ・企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の遂行にあたるものとする。
- ・各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
- 各構成員の工事の分担の詳細は運営委員会で定める。
- ・構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分担を受けるものとする。

7)業務評価(複数年継続契約のみ)

各年度に当該業務の実施状況について、実施状況評価審査を行い、評価が基準に満たない場合は、指摘事項に対する改善案の提出を求める。

評価 人員体制、保有資機材、緊急時対応、JVまたは会社の状況(JVの相互協力・連携等)

業務品質(施工現場等の出来ばえ、提出書類)

↑│業務実施での創意工夫、法令遵守、地元調整、関係機関との調整、複数年継続による取組

※R1⇒R2評価(94工区)において、全ての工区で契約を更新

3 民間委託の現状と検証

[現 状]

項目

- ・H22 年度以降民間委託を順次拡大し、H26 年度から全県(97 地域)で完全実施。
- ・現契約では、全ての地域毎、1JVのみが参加表明を行っており、単体企業での参加表明はない。
- JVを構成する者は1地域平均7者程度(2者~17者)
- ・ J V は<u>中小業者含め構成</u>されている。(技術者3名以下の業者:約36%、4~10名:約50%)
- ・河川等当番登録を行っている業者(約960者)のうち約62%の業者がJVに加入している。

[検 証]

- ・民間委託の試行から 10 年ほど経過し制度が定着化してきている。業務不履行による契約解除はこれまでになく、適切に業務執行が行われていることから、現行の民間委託制度を基本に継続したい。
- ・地域を熟知したJVによる道路の維持補修業務は、災害時においても迅速な応急対応が可能であり、 地域の安全安心の確保に大変有効であり、JVの必要性は高まっている。
- ・建設投資の減少に伴う企業体力の低下により、地域を守る建設企業の担い手不足が進展している中、 効率化を図りながら安定的に工事の施工が行える取組が必要。
- ・【複数年試行】業務に係る中長期的な技術者の育成や、機械化による生産性向上への投資など、計画的な体制の構築が可能となった。(97 工区のうち、94 工区で複数年契約中)

【除雪業務との一体化】(97 工区のうち、14 工区で一体化契約中)

- ・JV構成員による連携、相互支援により効率的な運用が行われている。
- 年間を通じて業務量が確保でき、従業員の安定した雇用、計画的な業務の実施が可能となった。
- ・受発注事務の大幅な軽減、関係書類の簡素化につながっている。

取組方針の変更(素案)

1 趣 旨

長野県の契約に関する条例の基本理念を実現するため、取組方針を平成 26 年に策定し、その具体化にこれまで取り組んできた。

取組方針について、長野県が重点目標に掲げているSDGs、ゼロカーボンなど新たな視点に基づいた取組項目を追加するなどの変更を行う。

2 今回変更に当たっての考え方

- (1) 基本理念の基本事項を変更
- (2) 取組方針の実施状況の整理
- (3)変更する取組内容
 - ・ 入札方式の変更を反映させる
 - ・ 入札方式の運用に関する変更を反映させる
- (4) 追加する取組内容
 - ・ 新たな視点に基づく項目を追加

3 今後のスケジュール

	令和2	2年度	令和3年度				
	2月	3月	4月	5月	6月		
却约定钱人	0				0		
契約審議会 	変更素案の審議				変更案の審議		
取組方針 変更作業	取組方針の東京の修正、関係部長との調整						

基本理念の基本事項の変更

基本理念3 契約内容への配慮

県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目指す。



県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、SDGsなどを踏まえた持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目指す。

- 3-1 地域における雇用の確保が図られること
- 3-2 県産品の利用が図られること
- 3-3 県内の中小企業者の受注機会の確保が図れること
- 3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に資すること
- 3-5 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること
- 3-6 その他の持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること

基本理念4 事業者の社会貢献活動への配慮

県の契約の締結について、契約の目的及び内容に応じ、事業者に係る次の事項に配慮することにより、社会的責任を果たす事業者の育成に資することを目指す。

- 4-1 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること
- 4-2 環境に配慮した事業活動を行っていること



- 4-2 ゼロカーボンなど環境に配慮した事業活動を行っていること
- 4-3 障がい者などの就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること
- 4-4 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること
- 4-5 その他の社会貢献活動を行っていること

実施状況の凡例の変更

現行

変更後

□ :既に実施している取組○ :今後、検討を進める取組

□ :既に実施している取組 ○ :着手しているが更に検討を要する取組

△ :今後、検討を進める取組

取組方針 現行と変更素案の対比表

: 変更部分

		Δ . 7 ε	後、検討を進める取組 			: 変更部分
効果			現行		変更素案	
(行政 目的)	実施 状況	取組番号	取組内容	実施 取組 状況 番号	取組内容	
1-1		建設工事及び森林整備業務(以)	下「建設工事等」という。)、建設工事等に係る委託、製造の て、毎年度、当該年度の一般競争入札に係る発注見通しに関す ジで公表する。【全般】	□ 1		
1–1		2 県の契約において、競争入札及でホームページ等で行う。【全般】	び公募型見積合わせ等に係る公告及び経過の公表を長野県公式	□ 2		
1-1		2-2 県の契約において、契約の締結過 対応する。【全般】	過程等に関する苦情について、苦情申立手続要領等に基づき、	□ 2-2		
1–1	0	3 に、取組方針の策定等に際し意見	D契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するととも 見を聴く。 長野県公式ホームページで公表する。【全般】	<u>O</u> 3		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
1-2		4 県の契約において、契約の方式は 見積合わせを原則とする。【入木	は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札又は公募型 比方式】	□ 4		
1-2			委託及び「その他の契約」において、入札参加要件を定めよう 情負人等選定委員会の審議に付し、決定する。【参加要件】	□ 5		
1-2			て、機種選定、契約方法及び事業者選定(入札参加要件を含 長野県重要機械類審査委員会の審議に付し、決定する。【参加	□ 6		
1-2	0	7 「その他の契約」において、一般 札方式】	公競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入	<u>Q</u> 7		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
1-2	0	8 般競争入札又は公募型見積合わせ	月性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一 せとする一括契約の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受 等において一部実施済み)【その他】	<u>O</u> 8		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
1-2		9 建設工事等及び建設工事等に係る 務単価、資材等の実勢価格を適り	る委託において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労 切に反映する。【全般】	□ 9		
1-2	0		「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定につい 務及び警備業務において一部実施済み)【全般】	<u>Q</u> 10		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
1-3			内がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと、社会保 客のないものを除く。)等を入札参加資格の付与要件とする。	- 11		
1-3		12 県の契約において、入札参加資格等に基づく措置要件に該当すると	各者が、粗雑工事、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係 ときは、入札参加停止措置を行う。【参加資格】	□ 12		
1-3		12-2	上措置を受けていないこと、県税等の滞納がないこと、暴力団 等を入札参加要件とする。【参加要件】	□ 12-2		
1–3		13 製造の請負及び物件の買入れにお 準ずる。【参加要件】	おいて、公募型見積合わせへの参加の要件は、入札参加要件に	□ 13		

効果							変更素案	
(行政 目的)	実施 状況	取組 番号	取組内容	実施 状況	取約番号	組号	取組内容	
1–3		14	県の契約において、談合情報があった場合には、談合情報対応要領等に基づき対応する。【その他】		14	4		
1–3		15	削除(製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、談合情報に備え、建設工事等に準じた談合情報対応要領等を整備する。【その他】)		15	5		
2-1	0	16	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準 価格及び失格基準価格を研究する。【入札方式】	_	16	6		○今後、検討を進める取組→□既に実施している取組
2-1	0	17	削除(建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】)	0	17	7		
2-1	0	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】	Q	18	8		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
2-1	0	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	Q	19	9		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
2-2		20	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の種類及び金額 に応じ、参加可能となる入札の入札参加資格に係る点数及び等級を設定する。【参加資格】		20	0		
2-2		21	建設工事において、入札参加資格の経営事項審査の項目を除く審査項目(以下「審査項目」という。)で、工事成績評点、企業表彰、民間資格、新技術登録などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】		21	1		
2-2		22	建設工事等において、契約の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件とする。【参加要件】		22	2		
2-2		23	 建設工事等及び建設工事に係る委託において、技術者や資格者などの配置を評価する総合評価 落札方式を実施する。【入札方式】 		23	3		
2-2		24	建設工事において、契約内容に応じて設計技術や施工方法等の技術提案を求め、適切な提案を 行った入札者の中から落札者を決定する「入札時技術提案付き受注希望型競争入札」を試行す る。【入札方式】		24	4		
2-2		25	建設工事等、製造の請負及び「その他の契約」にあっては一括下請負及び一括委任を禁止し、 建設工事等に係る委託業務にあっては一括再委託を禁止する。【契約内容】		25	5		
2-2		26	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、IS O9000シリーズの認証取得などの品質管理に関する取組を評価する。【参加資格】		26	6		
2-2	0	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取 組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試 行中)【入札方式】	0	27	7		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
2-2	0	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	Q	28	8		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組
2-2		29	建設工事等及び建設工事に係る委託において、過去の工事(業務)成績や同種の工事(業務) 実績を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】		29	9		
2-2		30	建設工事、建設工事に係る委託及び「その他の契約」において、業務に対する意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。【入札方式】		30	0		

効果	現行						変更素案	亦再符託刊明		
(行政 目的)	実施 状況	取組 番号	取組内容	実施 状況	取:	組号	取組内容			
2-2		31	建設工事及び建設工事に係る委託において、業種ごとの成績で、評価する総合評価落札方式を 実施する。【入札方式】		3	31				
2-2		32	「その他の契約」において、最適な受注者を選定するための、公募型プロポーザル方式は、対象となる業務や事務・審査手続を統一して実施する。【入札方式】		32	32				
3–1		33	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の新規卒業者の採用を評価する。 【参加資格】		3;	33				
3–1		34	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。 (82に再掲) 【参加資格】		34	34				
3–1		35	建設工事において、入札者の本店が県外の者にあっては、県内に本店を有する下請負人との契約予定額の総計が入札金額の一定の比率以上であることを要件とする受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】		3!	35				
3–1		36	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する。 (66に再掲) 【参加資格】		30	36				
3–1	0	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】	Q	3	37		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組		
3-2		38	県の契約において、「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、信州リサイクル製品の利用に配慮する。【その他】		38	38				
3-2		39	建設工事において、県内産資材の優先使用に努めること等を共通仕様書に記載し、配慮する。 【契約内容】		39	39				
3-2		40	建設工事等において、「長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針」に 基づき、県産材の利用に配慮する。【その他】		40	10				
3-2		41	物件の買入れ及び借入れにおいて、信州ベンチャー企業優先発注事業によるものは、優先調達 を図る。【入札方式】		4	1 1				
3-2	0	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	Q	4:	12		○今後、検討を進める取組→○着手しているが更に検討を要する取組		
3-2	0	43	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】		4;	13		○今後、検討を進める取組→□既に実施している取組		
3-3		44	建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】		44	14				
3-3		45	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、契約の内容に応じて、事業所の所在地を入札 参加要件とする。【参加要件】		4	15				
3-3		46	建設工事等及び建設工事に係る委託において、工事(業務)の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】		40	16				
3-3		47	削除(建設工事において、小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札を実施する。【入札方式】)		4	17				

効果		現行			変更素案	
(行政 目的)	実施 状況	取組 取組内容	実施 状況	取組 番号	取組内容	変更箇所説明
3-3		48 建設工事等に係る委託において、業務の規模や難易度に応じ、入札参加要件を設定する。【参加要件】		48		
3-3		49 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の内容に応じて、事業所の所 在地を入札参加要件とする。【参加要件】		49		
3-3		50 製造の請負及び物件の買入れにおいて、一定額未満のものについては、公募型見積合わせを実施せず、地元の中小企業者との随意契約とする。【入札方式】		50		
3-3		建設工事において、同種工事の実績を入札参加要件としている工事のうち、一定規模未満の工事について、要件を緩和する。【参加要件】		51		
3-3	0	52 建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を 評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	△	52		○今後、検討を進める取組→△今後、検討を進める取組
3-3		建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事 の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】		53	削除(建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」で、対象とする工事の種類及び金額の範囲を拡大し実施する。【入札方式】)	令和元年8月から総合評価落 札方式(地域貢献等簡易型) へ移行
3-3		54 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内 事業者の品質確保、環境配慮及び多様な労働環境の整備等の取組を評価する。【参加資格】		54		
3-3	0	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、地域要件等の設定方法について検討する。【入札方式】	ㅁ	55		○今後、検討を進める取組→□既に実施している取組
3-4		56 削除 (建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の直営能力として、固定 資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の保有を評価する。【参加資格】)		56		
3-4		57 建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認 定取得を評価する。(84に再掲)【参加資格】		57		
3-4		建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工 事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況等を評価する総合評価落札方式を実施する。(85 に再掲) 【入札方式】		58		
3-4		59 森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用 を評価する総合評価落札方式を実施する。(86に再掲)【入札方式】		59		
3-4		60 建設工事に係る委託において、県の災害時緊急調査当番登録を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】		60		
3-4	0	61 建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札 を実施する。【入札方式】	Q	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。 【入札方式】	受注希望型競争入札に限定せず、迅速な対応が可能となる入札制度等を追加
3-4		62 建設工事において、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札 方式】		62		
3-4		63 建設工事の維持補修工事及び道路除雪業務において、受注者の施工体制を重視した入札方式を 試行する。【入札方式】		63		
3-4		製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内 事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(89に再掲) 【参加資 格】		64		

効果			現行			変更素案		
(行政 目的)	実施 状況	取組 番号	取組内容	実施 状況	取約番号	取組内容	変更箇所説明	
3-5		65	建設工事等及び建設工事に係る委託において、配置できる技術者の資格、継続学習等を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】		65			
3–5		66	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者が新規卒業者で、かつ技術者である者の採用等を評価する。(36再掲) 【参加資格】		66			
3–5		67	建設工事において、主任技術者等として、若手技術者を配置することを評価する総合評価落札 方式を実施する。【入札方式】		67			
3–5		68	建設工事において、契約の内容に応じて、総合評価落札方式の評価項目で、対象とする登録基 幹技能者の職種を拡大する。【入札方式】		68			
3-5		69	建設工事において、現場代理人としての技術者の配置を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】		69			
3-6		70	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。(88に再掲) 【参加資格】		70			
3-6				Δ	90	する【参加資格】	追加	
3-6				Δ	91	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル宣言登録などの取組を評価する【参加資格】	エシカル消費推進に関する取組の追加	
4-1		71	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得等の取組を評価する。【参加資格】	0	71			
4–1		72	建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】		72			
4–1		73	県の契約において、社会保険に加入していること(加入義務のない者は除く。)を入札参加資格の付与要件とする。【参加資格】	0	73			
4-1		74	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(81に再掲) 【参加資格】	0	74			
4–1	0	75	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】		75	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	令和元年度第2回契約審議会 で報告し、試行終了	
4-1				0	75-	1 建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を 実施する。【入札制度】	総合評価落札方式の加点項目 において様々な取組について 評価する	
4–1				0	75-	2 建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を 評価する。【参加資格】	入札参加資格の審査項目にお いて様々な取組を評価する	
4–1		76	庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施 し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。【入札方式】		76			
4-2		77	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者のエコアクション21の認証登録 などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】		77			

効果		現行			変更素案	
(行政目的)	実施 状況	取組 番号 取組内容	実施 状況	取組 番号	取組内容	変更箇所説明
4-2		78 物件の買入れにおいて、長野県グリーン購入推進方針、信州リサイクル製品率先利用指針などに基づき、環境に配慮した取組の促進に努める。【その他】	_	78		
4-2		製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内 事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価する。【参加資格】		79		
4-2			Δ	92	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の温室効果ガスの排出縮減への取 組を評価する【参加資格】	ゼロカーボン推進に関する取 組の追加
4-2			Δ	93	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の再生可能エネルギー利用への取 組を評価する【参加資格】	ゼロカーボン推進に関する取 組の追加
4-3		80 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、障がい者就労施設等からの調達目標を設定し、優先調達を図る。【その他】		80		
4-3		建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(74再掲) 【参加資格】	_	81		
4-4		建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の女性技術者の雇用を評価する。 (34再掲) 【参加資格】		82		
4-4	0	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する。(一部実施済み)【参加資格】	_	83		○今後、検討を進める取組 →□既に実施している取組
4-5		建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得を評価する。(57再掲) 【参加資格】		84		
4-5		建設工事及び建設工事に係る委託において、県又は県内市町村の道路除雪業務、小規模補修工事当番登録等及び災害時応急活動等の実施状況等を評価する総合評価落札方式を実施する。(58 再掲) 【入札方式】		85		
4-5		86 森林整備業務において、消防団協力事業所表示制度の認定取得及び有害鳥獣捕獲従事者の雇用 を評価する総合評価落札方式を実施する。(59再掲)【入札方式】	_	86		
4-5		87 削除(建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の個人住民税特別徴収の実施を評価する。【参加資格】)		87		
4-5		建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の「消防団協力事業所等知事表彰」の受賞歴を評価する。 (70再掲) 【参加資格】		88		
4-5		製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内 事業者の消防団協力事業所表示制度の認定取得などの取組を評価する。(64再掲)【参加資 格】		89		

製造の請負等3契約、建設工事、森林整備業務 の入札参加資格

会計局 契約・検査課

資料4

資格付与期間の見直し

【取組番号 20等】

1 見直しの概要

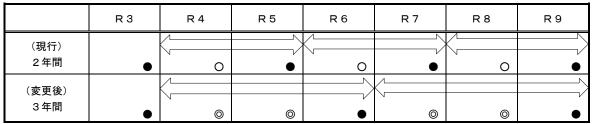
長野県では、一般競争入札に参加するための3つの入札参加資格を定めており、いずれ も付与期間は2年間としている。

【製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格】

【建設工事等の入札参加資格】

【森林整備業務の入札参加資格】

□ 分付与期間を3年間に変更するとともに、毎年再審査を行う。



●:定期審査

〇:再審査(建設工事等のみ)

〇: 再審者

2 見直す理由

入札参加資格の申請に当たっては、事業者が公的証明書の提出のほか、経営規模、技術力、従業員の雇用等を確認するために多くの書類を整備する必要がある。

資格付与期間を延ばすことにより事業者の負担軽減を図るとともに、県の審査における 多大な事務を効率化し、経費の削減を図る。

なお、現在、新型コロナウイルス感染拡大への対応として従来の2年間の資格付与期間 を特例的に1年延長したところであり、事業者には好意的に受け入れられている。

3 見直しに伴う対応

(1) 1年ごとに再審査を実施

- ・ 建設工事等の入札参加資格では既に「中間審査」として実施しているが、新たに他 の2資格についても、希望する事業者に対し1年ごと再審査を実施する。
- ・ 評価が上がる事業者を速やかに上位の等級に区分することができ、より実態に合っ た評価が可能となる。

(2) 再審査にあわせ加点項目を検討

社会的責任を果たす事業者の育成、及び県が進める施策の推進を図る観点から、県内に本店を有し環境配慮、労働環境の整備、地域貢献等に取り組む事業者を対象に、各入札参加資格審査における加点項目を設定している。

再審査の実施に併せて新たに加点対象とすべき施策を検討し、それらの施策の推進に 取り組む事業者の評価に迅速に反映させる。 製造の請負等3契約、建設工事、森林整備業務 の入札参加資格

会計局 契約・検査課

資料 5-1

製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格の見直し (製造の請負等3契約)

【取組番号20、74等】

1 現在の製造の請負等3契約の入札参加資格の審査について

(1) 資格審査の概要

入札参加資格申請共通の基本要件(県税等に未納がないこと、暴力団員等でないこと、社会保険に加入していること等)を満たすことを確認のうえ、県の定める基準に基づき、経営規模等の審査合計点に応じて契約の種類ごと等級を区分する。

資格の種類 区分	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約		
Α		制限なし			
В	予定価格1,000万円未満				
С	予定価格300万円未満				

(2)審査項目及び点数

審査点数

① 経営に関する項目 全ての申請業者

② 製造設備に関する項目 「製造の請負」業者のみ

H27~

+

③ 信州企業評価項目

県内本店業者のみ

① 経営に関する項目 (48~100点)

直近の資本金、従業員数、売上高、流動比率など経営に関する事項について、県の定める 一定の評価基準により採点するもの

② 製造設備に関する項目 (3~15点)

「製造の請負」の資格を申請する者について、営業品目の製造に係る自社設備 (リース 含む) の保有状況を確認し、採点するもの

③ 信州企業評価項目 (0~12点)

社会的責任を果たす県内業者の育成を目指して、県内本店の業者が行う品質確保や環境 配慮などに積極的な取組について加点するもの

【加点する取組の考え方】

契約に関する条例を踏まえ、以下の点に配慮して設定

- (1) 取組の有用性が一般的に認知されているもの
- (2) 多種多様な業種で対応可能なもの(業種・業態を限らないもの)
- (3) 取組状況を申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの
- (4) 一過性でない (継続的な) もの

2 経営に関する項目の見直しについて

- ・ 審査項目のうち [資本金] を [純資産] に変更
- ・ 決算状況を確認する事項について、事業年度の選択制を導入

(1) 「資本金」を「純資産」に変更

① 変更内容

「資本の額」に関する項目として採用している[資本金]を[純資産]に変更する。

-- 【地方自治法施行令第 167 条の 5】 · - - - -

「普通地方公共団体の長は~(中略)~製造又は販売等の実績、従業員の 数、<u>資本の額その他の経営の規模</u>及び状況を要件とする資格を定めること ができる。」

[現行]

[2011]		
	構	成比
項目	製造の	物件の買入
	請負	れ・その他
営業年数	5/115	5/100
従業員数	10/115	10/100
資本金	15/115	15/100
年間売上高	60/115	60/100
流動比率	10/115	10/100
製造設備額	15/115	

[改正案]

	構	成比
項 目	製造の 請負	物件の買入 れ・その他
営業年数	5/115	5/100
従業員数	10/115	10/100
純資産	15/115	15/100
年間売上高	60/115	60/100
流動比率	10/115	10/100
製造設備額	15/115	

② 変更する理由

「経営の規模」をより適切に把握する。

[資本金] について

- ・ 企業に株主が出資した額の一部であり、資本剰余金や自己株式等による増減は反映されず、経営の規模を表しているとは言えない。
- 任意に増資または減資を行うことができ、実態を反映しない恐れがある。[純資産] について
- ・ 純資産は、資産から負債を差し引いたものであり、株主から出資された金額と事業活動により生じた利益の累積の合計額を表し、経営の規模に関する実態を反映した指標と考えられる。

③ 配点について

配点する点数は現行の資本金と同じ 3~15 点の 5 段階とし、審査基準全体の点数構成は変更しない。金額の区分は、現行の構成比を考慮し設定する。

[現 行]

資 本	金	
区分	数	構成比
	値	作り入り
5,000 万円以上	15	38.8%
3,000~5,000 万円未満	12	11.5%
1,000~3,000 万円未満	9	34.5%
300~1,000 万円未満	6	11.9%
300 万円未満	3	3.3%

[変 更 案]

	純	資	産	
	区 分	ì	数値	構成比
	5 億円以上		15	40.7%
>	1 億円~5 億円	未満	12	22.5%
	500 万円~1 億	円未満	9	24.6%
	1 円~500 万円	未満	6	3.7%
	0 円以下		3	8.5%

※ 資格者数のデータは令和2年12月現在。資格者総数は2,942者。

変更による等級区分の変動状況は以下のとおり。

[製造の請負]

等級0)変動	等級が移動する者	母数	比率
上昇	B⇒A	10	123	8.1%
上 升	C⇒B	3	27	11.1%
下降	A⇒B	5	215	2.3%
), 底	B⇒C	8	123	6.5%

[物件の買入れ]

等級0)変動	等級が移動する者	母数	比率
上昇	B⇒A	42	507	8.3%
上 升	C⇒B	C⇒B 9		18.4%
下降	A⇒B	28	1,340	2.1%
1. 1年	В⇒С	20	507	3.9%

[その他の契約]

等級の	変動	等級が移動する者	母数	比率
上昇	B⇒A	39	500	7.8%
上昇	C⇒B	16	80	20.0%
下降	A⇒B	52	1,601	3.2%
	B⇒C	25	500	5.0%

※ 「母数」は等級移動前の当該等級区分の全体数。

(2) 事業年度の選択制の導入について

① 変更内容

決算の数値により確認している年間売上高、流動比率、純資産額、製造設備額について、現行の「申請日直前の決算における数値」を「申請日直前の過去2事業年度のうちいずれかの事業年度における決算の数値」とする。

② 変更する理由

企業の業績は様々な偶発的要因により変動することがあるが、それらによる影響を 極力避ける観点から、過去 2 事業年度のうちどちらか 1 事業年度を審査対象とするこ ととし、企業の実態に沿った評価を可能とする。

3 信州企業評価項目の見直し

(1)加点項目に「SDGs」を追加する

県が推進している「SDGs」を信州企業評価項目に追加し、「長野県SDGs推進企業登録制度」に登録した事業者に対し、点数「2」を付加する。

「長野県 SDG s 推進企業登録制度」とは・・・・・企業等が、SDG s (持続可能な開発目標)の17目標169



ターゲットのうち県が設定した 42 の項目についてセルフチェックし、達成に向けた経営方針等と重点的な取組・目標を宣言。登録すると県から「登録証」が授与される。対象となる「企業等」とは、県内に本社又は支社等を有し、事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主。平成 31 年度から制度がスタートし、令和 3 年 1 月現

平成 31 年度から制度がスタートし、令和 3 年 1 月現 在の登録企業等数は 653 者。

(2) 見直し後の評価点数等

	「信州企業評価項目」の区分		R2加点事			
加点項目	審査対象となる取組	H27. 28	H29. 30	H31. 2. 3	R4∼	業者数
品質確保	IS09000シリーズの認証取得	2	2	2	2	103
環境配慮	IS014000シリーズ等、公的な環境認証の取得	2	2	2	2	139
障がい者	障がい者の法定雇用率達成(法定義務者)	. 2	2	2	2	90
雇用	障がい者の雇用(雇用義務のない者)	4	2	2	Z	81
	女性活躍推進法行動計画(法定義務者を除く)		1	1	1	6
	次世代育成支援法行動計画(法定義務者を除く)	2	1	1	1	69
労働環境	「社員の子育て応援宣言!」の登録	1	1	1	1	183
	育児・介護休業の取得実績(直近4年)あり	1	1	1	1	191
品質確保 環境配慮 障がい者 雇用	職場いきいきアドバンスカンパニー認証		-	ı	ı	10
·····································	消防団協力事業所表示制度の認定	2	2	2	2	144
地以貝彻	個人住民税特別徴収実施又は次年度実施	2	2			
SDGs	「長野県SDG s 推進企業登録証」の登録				2	_
	合 計	14	14	12	14	

建設工事の入札参加資格の見直し

【取組番号 21、71 等】

建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について

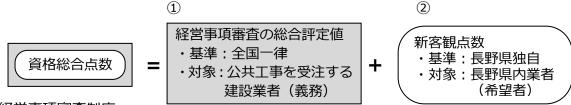
- 1 建設工事入札参加資格について
- (1) 資格申請要件
 - ア 建設業許可
 - イ 経営事項審査の受審
 - ウ 2年間の完成工事高
 - エ 県税等に未納がないこと
 - オ 暴力団員等でないこと
 - カ 社会保険の加入

(図1)例:R元·2・3の土木一式

	1,500 万円 以上	800 万円~ 8,000 万円 未満	3,000 万円 未満	1,500 万円 未満	800 万円 未満	
点数	953以上	952~812	811~741	740~657	656 以下	
区分	АВ		С	D	Е	

(2) 資格総合点数

資格総合点数により、建設工事の種類ごとに工事の規模に応じて入札参加者を分類 (図1参照)



①経営事項審査制度

公共工事を受注しようとする建設業者について、その業者の規模、施工能力、財務内容など 経営に関する事項の審査を建設業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う審査制度

②新客観点数

長野県が独自に、経営事項審査の総合評定値で評価される項目に加え、長野県に本店を有する業者を対象に、技術力、安全対策、環境配慮、労働環境などの配慮を行っている場合に加点するもの。平成15年度から実施

1項目につき3~50 点を、難易度等に応じて設定。総合評定値の 25%を上限

2 新客観点数の考え方

以下の全てを満足することが必要

- (1)経営事項審査と重複しない
- (2) 県の施策と合致する
- (3) 客観的な証明が可能
- (4) 一過性でない(継続的)
- (5)該当者が極端に多く(又は少なく)ない

建設工事の入札参加資格申請における新客観点数の見直し

1 新客観点数の項目の追加: 3項目

①持続可能な開発目標(SDGs)を追加

内 容: 審査基準日に長野県SDGs推進企業登録制度に登録のある事業者に10点加点

理由:SDGsの達成に意欲的に取り組む事業者を増やし、SDGsの普及促進を図る

②建設キャリアアップシステム(CCUS)を追加

内 容:審査基準日に事業者情報の登録が完了している場合に10点加点

審査基準日に技能労働者のうち登録が完了している技能労働者割合に応じて 加点(10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点)

理由:技能労働者の有する技能や経験に応じた適正な評価や処遇改善を図る

③技能労働者の月給制の導入を追加

内 容:審査基準日に技能労働者の月給制を導入している割合に応じて加点

(50%以上80%未満で6点、80%以上で10点)

理由:技能労働者の処遇改善のため、月給制への移行を促進する

2 新客観点数の項目の内容変更: 2項目

①コンパクトコスモスの認証

内 容: 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 認証の対象にコンパクト

コスモスを明記

理由:令和元年10月から中小企業向けのコンパクトコスモスの認定開始

中小企業の認証取得を推進するため、コンパクトコスモスを明記する

②職場いきいきアドバンスカンパニーの認証

内 容:申請日において認証を受けている場合に加点としているが、審査基準日におい

て認証を受けている場合に変更

理 由:他の新客観点数の項目とあわせ、審査基準日に統一する

新 客 観 点 数 の 加 点 内 容 **(** 改 正

〇 加点方法について

経営事項審査の総合評定値(客観点数)に、当該資格申請者の新客観点数を加算する。 <u>資格総合点数 = 客観点数(経営事項審査の総合評定値) + 新客観点数(県内業者のみ)</u>

令和4年度以降

経審の総合評定値25%上限

令和元・2・3年度

経審の総合評定値25%上限

績

技

力

工事成績

表彰等

民間資格

指名停止・

入札参加停止

新技術登録

環境配慮

(変更なし) 基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土エコンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次の とおり加(減)点する。加(減)算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減)点 = (平均点-65点)×3.5

(変更なし) 基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及 び安全衛生表彰等を対象とする。表彰 1 回 10 点 (同一年度の同一目的表彰は 1 回に限る。上限 30 点)「土木一式」「とび土工 コンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。

(変更なし) 基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者 1 名に対し当該資格の級に関係なく 1 点 (社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点)

(変更なし) 基準日直前 2 年間における指名停止月数× (-10) 点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された 場合を除く。最大 15 点までの減点とする。)

(変更なし) 基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報 提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登録は同5 点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検索画面の開発体 制一開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。上限10点)

(変更なし)・基準日におけるエコアクション 21 又は地域版環境プログラム(南信州いいむす 21 等)の認証登録:10 点(経審で IS014001 が「有」とされている場合は対象外)

基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点

(加点項目の追加、一部改正)

(加点項目の追加)

- ・基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用:5 点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10 点)
- ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点
- ・基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000 シリーズ又は ISO45001)もしくは、建設業労働安全衛生マネジ メントシステム(COHSMS (NEW COHSMS, Compact COHSMS)) の認証取得:15点【改正】
- ・基準日において、従業員 100 人以下の企業が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、かつ育児・介護 休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している:10点
- ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点)
- ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3 点(登録企業であって<mark>基準日申請日</mark>において「職場いきいきアドバ ンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点)【改正】
- ・基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日):3点、4週6 休(又は年間休日94~119日): 5点、4週8休(又は年間休日120日以上): 10点
- ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体法に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体での活動 企業:5点
- ·基準日において建設キャリアアップシステム (CCUS) を導入している場合 : 事業者登録で 10 点、技能労働者のうち登録されて いる技能労働者割合により、10%以上50%未満で1点、50%以上80%未満で3点、80%以上で5点 【追加】
- ・基準日において技能労働者の賃金の支払い形態が「月給制」の場合 : 技能労働者のうち月給制により支払いを行っている割合に より、50%以上80%未満で6点、80%以上で10点 【追加】

SDGs

労働環境

- 基準日における長野県 SDGs 推進企業登録制度に登録: 10 点 【追加】

合併等

地域貢献

(変更なし) 基準日直前 5 年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50 点(営業譲渡は

(変更なし)・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力 事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点)

・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点

(変更なし)・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点

基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点

基準日直前3年間の「土木一式」、「とび土エコンクリート」及び「舗装」の3業種に係る工事の平均点に応じ、次の とおり加(減) 点する。加(減) 算対象業種は前記の3業種のみとする。 加(減) 点 = (平均点-65点) ×3.5

基準日直前4年間における国又は長野県による企業表彰(個人は除く)であって、優良工事表彰、優良技術者表彰及 び安全衛生表彰等を対象とする。表彰 1 回 10 点 (同一年度の同一目的表彰は 1 回に限る。上限 30 点) 「土木一式」 「とび土エコンクリート」「舗装」業種のみ加点の対象とする。

基準日において資格申請業種に、経審に反映されない資格を有する技術者 1 名に対し当該資格の級に関係なく 1 点 (社会保険(健康保険)の被保険者又は他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者に限る。上限30点)

基準日直前 2 年間における指名停止月数×(-10)点 (建設業法による監督処分に伴い、客観点数で減点された 場合を除く。最大15点までの減点とする。)

基準日において、長野県が進める新技術・新工法活用支援事業の登録がある者又は国土交通省が運用する新技術情報 提供システム(NETIS)登録が確認できる者に加点。県事業登録は1技術につき5点、NETISの評価情報登 録は同5点、NETISの申請情報登録は同3点。(共同開発技術加点可。但しNETIS登録の加点対象はWEB検 索画面の開発体制-開発会社に記載がある者のみ。県事業登録とNETIS登録による同一技術の重複加点は不可。

- ・基準日におけるエコアクション21 又は地域版環境プログラム(南信州いいむす21等)の認証登録:10点(経審で [S014001 が「有」とされている場合は対象外)
- ・基準日における長野県産業廃棄物3R実践協定の締結者(排出事業者(建設業)):10点
- ・基準日直前4年間における新規学卒者の社員採用:5点(採用した社員に技術職がいる場合、更に+10点)
- ・基準日における建設業法第26条に規定する主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用:5点
- 基準日における労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000 シリーズ又は ISO45001)もしくは、建設業労働安 全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証取得: 15点
- ・基準日において、従業員 100 人以下の企業が次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定し、か つ育児・介護休業法に規定する休業等制度を就業規則に規定している: 10点
- ・基準日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績:5点(取得者に男性含む場合、更に+5点)
- ・基準日における「社員の子育て応援宣言!」の登録企業:3点(登録企業であって申請日において「職場いきいき アドバンスカンパニー」の認証を受けていた場合、更に+7点)
- ・申請日において「週休二日」等の休業制度が就業規則に規定されている企業:4週5休(又は年間休日82~93日): 3点、4週6休(又は年間休日94~119日):5点、4週8休(又は年間休日120日以上): 10点
- ・基準日を含む年度の前年度における労働災害防止団体法に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体 での活動企業:5点

基準日直前5年間において、県建設工事入札参加資格を有する建設企業と合併が行われた場合:50点(営業譲渡は除

- ・基準日における消防団協力事業所表示制度の登録企業:10点(登録企業であって基準日において長野県消防団協力 事業所等知事表彰を受賞していた場合、更に+5点)
- ・基準日における法務省の「協力雇用主」の登録企業:3点
- ・基準日直前の6月1日における障がい者の法定雇用率達成者:10点
- ・基準日において雇用義務のない者が障がい者を雇用:10点

経 意

欲

地域貢献

労働福祉

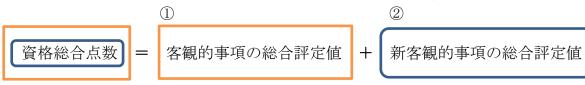
森林整備業務の入札参加資格の見直し

【取組番号 20、21】

1 森林整備業務入札参加資格について

- (1) 資格申請要件(平成15年2月から試行、平成16年12月から本格実施)
 - ア 資本金の額が200万円以上であること
 - イ 成年被後見人等の登記がされていないこと
 - ウ 県民税等に滞納がないこと
 - エ 業務管理者・専門技術者・技術作業員2名以上を有すること
 - オ 社会保険等に加入していること
 - カ 労働安全衛生管理体制等の資格者を有すること
 - キ 暴力団員等でないこと
- (2) 資格総合点数(平成20年5月から運用)

経営規模に応じた競争を進め、自社施工の原則に立った適正な施工体制を確保 し、品質に優れた森林整備が行われるよう、格付けと発注標準金額を設定



① 客観的事項

経営事項審査の「完成工事高評点」(過去2年間の森林整備業務平均完成工事 高による)と「技術職員の数の点数」(技術職員数による)に準じて算出

② 新客観的事項

「経営基盤」、「直営能力」、「労働福祉」、「労働安全」、「労働災害」、「労働環境」、「信用状態」を点数化。(算出された新客観的事項の総合評定値は、客観的事項の総合評定値の20%を限度として加点。)

例:間伐等格付け別、資格総合点数及び応札可能金額

応札可能金額	100 万円以上の全て	800 万円未満	500 万円未満
資格総合点数	745 以上	745~590	590 未満
区 分	A	В	С

2 新客観的事項に持続可能な開発目標「SDGs」を追加

- (1) 内 容: 県が推進している「SDGs」を新客観事項に追加し、「長野県SD Gs推進企業登録制度」に登録のある事業者に加点
- (2) 評価点数:「長野県SDGs推進企業登録制度」に登録した事業者に10点加点

森林整備業務における資格総合点数

<客観的事項>	
総合評定値の算出	「完成工事高評点」×0.3+「技術職員の数の点数」×0.7
完成工事高評点	
	※1 県と国(国有林)及び林業公社(受注希望型競争入札による発注に限る)の発注した森林整備業務 ※2 元請金額と県発注に係る下請金額×0.5を合計した完成工事高
技術職員の数の)点数 資格審査基準日における技術職員数値により評点算出テーブ ルから算出する。
	※1 技術職員数値=専門技術者数×5+その他技術者数×1
<新客観的事項>	ļ
 客観的事項の総合評定値 	直の20%を限度として加点
経営基盤	・林業労働力確保促進法による認定事業体:20点
直営能力	・林業機械の種別に応じて所有及びリースに加点
	集材機・トラクタ・林内作業車・自走式搬器・グラップル:3点/台高性能林業機械:5点/台リース物件は契約期間が2年以上のものに限る本項目全体で上限30点
労働福祉	・中退共、林退共、特定退職金共済又は建退共に加入させている場合:20点 ・過去2年間に技術職員を新規雇用した場合:5点 (ただし、基準日現在在職する通年雇用者に限る)
労働安全	・林災協に加入している場合:20点 ・振動病に係る特殊健康診断を受診させている場合:20点
労働災害	・資格審査基準日の直前2年間において4日以上休む労災を起こした場合、人数×-10点、死亡は×-50点
労働環境	・資格審査基準日において「週休2日」等の休業制度が就業規 則に規定されている企業 4週5休(又は年間休日82日~93日):3点 4週6休(又は年間休日94日~119日):5点 4週8休(又は年間休日120日以上) :10点
信用状態	・資格審査基準日の直前2年間において指名停止を受けた場合、月数×-10点(月数は切り上げ)
追加 SDGs	・審査基準日において「長野県SDGs推進企業登録」: 10点

スケジュール

	2 年	F度		3 年度						4 ź	丰度					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	4月	5月
契約審議会	*				*											
パブリックコメント	•	\	\Rightarrow													
申請期間											4		\Rightarrow			
資格付与															*	

長野県SDGs推進企業登録制度について

1 制度概要

(1)目的

- ①SDGsと事業活動との関連について「気付き」を得ること
- ②SDGsに資する具体的なアクションを促進すること
- (2) 創設日 平成 31 年 4 月 26 日

(3) 登録方法

2つの要件を満たすことを県が確認し登録

- ・要件1:SDGs達成に向けた方針と重点的な取組を宣言
- ・要件2: 県が設定した42の項目について具体的な取組を記載

(4) 登録のメリット

県ホームページ等での企業等の取組の紹介・PR 登録マークの使用(企業ホームページ・パンフレット・名刺 等)

(5) SDGs推進により期待される効果

ブランドイメージ向上、人材の確保・育成、販路拡大、経営リスクマネジメント 社会課題の解決につながる新商品・サービスの開発等

2 登録状況

これまでの登録経過と今後の予定

年度	期	申請受付期間	登録日	登録企業数	累計数
R1	1	R1. 5∼6	R1.7末	80	80
	2	R1. 7∼9	R1.10末	82	162
	3	R1. 10∼12	R2.1末	70	232
R2	4	R2. 1∼R2. 3	R2.4末	146	377
	5	R2. 4∼R2. 6	R2.7末	101	478
	6	R2. 7∼R2. 9	R2.10末	69	547
	7	R2. 10∼R2. 12	R3.1末	106	653
R3	8	R3. 1∼R3. 3	R3.4末		

[※] 目標登録企業数 1,000 社、R 3 以降も継続して募集・登録予定

3 令和2年度の支援策

- (1) 動専用 Web サイト構築
 - ・企業情報・SDGs 達成への取組を発信・PR 等
- (2) 動ビジネスマッチングの促進
 - ・SDGs 推進企業の交流・マッチングイベント
- (3) 母モデル事業への支援
 - ・SDGs 達成に資する製品の販路開拓支援
- (4) 資金調達等
 - ・中小企業融資制度:登録企業等に対する金利面の優遇等



長野県 SDGs 推進企業登録制度 登録マーク

建設工事等における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の実施状況

【取組番号3】

1 取組内容

委託業務及び舗装工事の入札において、同額入札が多数となり、「くじ引き」による落札者の決定が常態化していたため、総合評価落札方式(簡易 II 型)の試行を開始している。

2-1 委託業務の実施状況(平成29年6月から試行開始)

委託業務における総合評価落札方式(簡易 II 型)の評価項目 (H30.4.1 一部改正)

	評価項目	評価点
1	業務成績 過去2年間(5件未満は4年間の平均点) 《計算式》評価点 = 2点 ×(業務成績点-60)/(最高業務成績点-60)	0.00~2.00
2	管理技術者等手持ち業務量 管理·主任技術者:1業務につきマイナス0.2点 照査·担当技術者:1業務につきマイナス0.1点	-2.00~0.00
	地域加点(企業の所在地)※	0.00~1.00
3	①業務箇所と同一10広域内	1.00
	②業務箇所と同一4広域内	0.75
	③県内に本店がある者	0.50
	価格以外の評価点	-2.00~3.00
	価格点 《計算式》調査基準価格以上: 配点×調査基準価格/入札価格 調査基準価格未満: 配点×入札価格/調査基準価格	97.00~97.50
	総合評価点	100.00

※地域加点の最小単位

測量: ①10 広域(1.00 点)

建設・補償コンサルタント: ①10 広域(1.00 点)または②4 広域(0.75 点)

地質調査: ②4 広域(0.75 点)

2-2 委託業務におけるくじ引き発生状況 (令和2年 11 月末までの状況)

— Schooliding - desired - American Mana / In In- I are Manay												
			令和1	年度		令和2年度(11月末)						
	入札方式	落札	くじ引き			落札		くじ引き				
		件数	件数	発生率	対象者数 平均	件数	件数	発生率	対象者数 平均			
受注剂	全型型	778	563	72.4%	10.0	442	318	71.9%	9.2			
総合言	平価落札方式	865	329	38.0%	4.0	603	219	36.3%	3.5			
	簡易Ⅱ型	306	166	54.2%	4.8	175	112	64.0%	4.1			
	従来型※	559	163	29.2%	3.1	428	107	25.0%	2.8			
合 計		1,643	892	54.3%	7.8	1,045	537	51.4%	6.9			

※従来型: 簡易型及び技術提案型、(技術提案Ⅱ型)

3-1 舗装工事の実施状況(平成30年1月から試行開始)

舗装工事における総合評価落札方式(簡易II型)の評価項目 (R2.4.1 一部改正)

		評価項目※	Ē	平価点				
必須	① 工事成績	評価点=2点×(工事成績点-65)/(最高工事成績点-65)						
	② 施工体制	直営で施工する者(2.0点)	2.0					
	2 加工作的	アスファルトフィニッシャーの自社保有の有無(2.0点)		4.0				
選択	② 地域亜性	当該市町村等本店を置く者(2.0点) 工事場所の近隣での工事実績を有する者(2.0点)						
送扒								
	④ 技術者配置	主任技術者を専任配置する場合(2.0点) 主任技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合(2.0点)						
必須	⑤ 手持ち工事量	手持ち工事あり	-0.1	-0.1				
		価格以外の評価点(計算式は委託業務と同じ)		-0.1~6.0				
価格点								
		総合評価点		100				

3-2 舗装工事におけるくじ引き発生状況(令和2年11月末までの状況)

			令和	1年度		令和2年度(11月末)				
	項目			くじ引き		落札		くじ引き		
74.1		落札 件数	件数	発生率	対象者数 (平均)	件数	件数	発生率	対象者数 (平均)	
受注着	希望型競争入札	56	21	37.5%	5.3	24	5	20.8%	3.2	
総合訂	平価落札方式	149	43	28.9%	4.5	125	15	12.0%	3.4	
	簡易Ⅱ型	109	40	36.7%	4.5	63	12	19.0%	3.8	
	従来型※	40	3	7.5%	2.0	62	3	4.8%	2.0	
合 計		205	64	31.2%	5.0	149	20	13.4%	3.4	

※従来型:簡易型、技術等提案型、(技術提案Ⅱ型)

3-3 総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の発注機関別試行状況

	令和1年度							令和2年度(11月末)					
発注機関	-1 -1.1	応札		くじ引き		平均	落札	応札	くじ引き			平均	
7 57 <u>1</u> 7 17 17 1	落札 件数	者数 (平均)	件数	発生率	対象者数 (平均)	落札率	件数	者数 (平均)	件数	発生率	対象者数 (平均)	落札率	
佐久建設事務所	8	4.9	3	37.5%	2.3	95.1%	6	4.7	-	ı	1	94.5%	
上田建設事務所	3	2.3	2	66.7%	2.5	92.5%	3	3.0	-	ı	ı	92.7%	
諏訪建設事務所	14	4.6	9	42.9%	3.0	93.1%	8	5.4	2	25.0%	2.5	94.2%	
伊那建設事務所	4	6.0	ı	-	-	95.7%	4	6.0	-	-	-	96.1%	
飯田建設事務所	2	3.0	ı	-	-	90.0%	1	2.0	-	-	-	92.0%	
木曽建設事務所	1	2.0	1	-	-	98.7%	1	3.0	-	-	-	98.3%	
松本建設事務所	12	5.1	1	8.3%	2.0	93.8%	5	4.2	-	-	-	94.5%	
安曇野建設事務所	9	3.9	ı	-	-	86.1%	5	4.8	-	-	-	95.4%	
大町建設事務所	8	5.9	ı	ı	ı	95.3%	2	2.5	1	50.0%	2.0	99.0%	
千曲建設事務所	1	3.0	1	100.0%	2.0	94.5%	-	_	-	-	-	-	
須坂建設事務所	12	3.8	7	58.3%	2.9	93.1%	8	5.4	4	50.0%	3.0	94.2%	
長野建設事務所	15	8.8	13	86.7%	6.8	93.3%	9	6.0	5	55.6%	5.2	94.2%	
北信建設事務所	6	6.3	3	50.0%	4.3	92.5%	7	2.7	-	-	-	94.1%	
その他	14	4.4	4	28.6%	6.0	95.0%	4	3.7	-	-	-	92.9%	
計	109	5.4	40	36.7%	4.5	93.6%	63	4.6	12	19.0%	3.8	94.5%	

「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」への施工確保及び体制強化の取組

1 取組の経緯

- □ 令和元年東日本台風災害から立続く激甚災害の復旧・復興による工事量の急激な増加に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により入札不調の増加が懸念される。また、発注機関においても、技術者が不足しており工事監督等業務への体制強化は急務である。
- □ 入札不調対策は地域の実情をふまえた運用に留意し、あわせて発注者体制の強化を図り、円滑かつ確実に防災・減災、国土強靱化対策を推進するとともに、地域を支える建設関連企業に好循環を促すことにより、担い手確保を着実に進める。

2 主な施工確保の取組

(1)見積を活用した適切な予定価格の設定

・ 不調不落の原因が標準歩掛や材料単価と実勢価格の乖離である場合は、見 積を徴収し予定価格を設定する。

(対象工事) 建設部が入札公告を行う全ての建設工事(建築工事は除く)

(2)特例発注標準と復興 JV 制度の活用(特例措置)

・ 早期復旧・復興に取組む状況において、防災・減災、国土強靱化対策の発注 規模の大型化への対応と入札参加者数の確保を図るため、大規模災害時に 適用する特例発注標準と復興 JV 制度を準用し、引続き活用していく。

(3)地域貢献等簡易型の適用を拡大(特例措置)

・ 発注規模の大型化に伴い地域の守り手である地元建設企業の受注機会を確保するため、地域貢献等簡易型の適用価格帯を拡大する。

土木一式 適用価格(予定価格) (現行) 5,000 万円未満→(今回) 8,000 万円未満

3 発注者体制強化の取組

(1)発注者支援業務の外部活用を推進

・ 工事監督等、業務の大幅な増加が見込まれることから、外部活用を推進する ため、発注者支援業務の発注に際して配置担当技術者の雇用要件を不要 (国交省に準拠)とする。

(2) 工事監督業務の効率化(ICT 活用工事推進事業)

・ 高機能パソコンとインターネット環境の整備により、3次元データの活用と、遠隔 臨場による業務の効率化を進める。

庁舎等の清掃、警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定

【取組方針 18】

1 目的・概要

受注企業の適正な利潤と担い手の中長期的な育成を目指し、庁舎等の清掃業務、設備管理業務、警備業務(機械警備を除く。)において、ダンピング受注を防止するため、最低制限価格制度、低入札価格調査制度を実施している。

令和3年度の入札において設定する最低制限価格、低入札調査基準価格の算定 基礎となる最低制限日額を改定する。

2 清掃、設備管理、警備業務の最低制限価格等の算定方法

- (1) 予定価格の算定方法 国土交通省監修建築保全業務積算基準及び労務単価により積算
- (2) 労務単価等の改定
 - 長野県最低賃金の改定

令和2年10月1日適用

・ 令和3年度建築保全業務労務単価の改定

令和3年 4月1日適用

(3)最低制限価格、低入札調査基準価格の算定方法 技術者区分ごとの最低制限日額(※1)を設定し、予定価格算定時の建築保全 業務労務単価を置き換えて最低制限価格、低入札調査基準価格を算定 (最低制限価格、低入札調査基準価格の範囲は予定価格の10分の6~8)

※1 最低制限日額

県最低賃金(円/時間)×8(時間)×1.033×労務単価比率(※2)

※2 労務単価比率

- ① 令和2年5月の長野県労働賃金実態調査結果を参考とし
- ② 国土交通省建築保全業務労務単価の比率により決定
- ③ 清掃員 C の労務単価を基準とし、技術者区分ごと労務単価を比較

3 実施時期

令和3年4月1日から実施する清掃、設備管理、警備業務に適用

別紙

1 長野県最低賃金の推移

発効年月日	Н29. 10. 1	Н30. 10. 1	R1. 10. 4	R2. 10. 1
最低賃金	795円	821円	848円	849円
上昇率	3. 25%	3. 27%	3. 29%	0.12%
平均上昇率		3. 27%		
採用係数		1. 033		

2 労務単価の改定

(円/目)

	清掃員A	清掃員B	清掃員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員	警備員A	警備員B	警備員C
R3建築保全 業務労務単価	13,200	10,500	9,600	18,100	17,500	15,100	15,600	13,700	11,600	10,300
労務単価比率	1.38	1.09	1.00	1.89	1.82	1.57	1.63	1.43	1.21	1.07
R2建築保全 業務労務単価	13,100	10,400	9,500	17,900	17,300	14,900	15,400	13,500	11,400	10,200
労務単価比率	1.38	1.09	1.00	1.88	1.82	1.57	1.62	1.42	1.20	1.07
R1建築保全 業務労務単価	12,700	10,100	9,200	17,500	16,900	14,500	14,700	13,100	11,100	9,900
労務単価比率	1.38	1.10	1.00	1.90	1.84	1.58	1.60	1.42	1.21	1.08
R3/R2	0.8%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%	1.5%	1.8%	1.0%
R2/R1	3.1%	3.0%	3.3%	2.3%	2.4%	2.8%	4.8%	3.1%	2.7%	3.0%

3 最低制限日額の改定

(円/日)

	令和元年度	令和2年	度	令和3年度				
技術者区分	最低制限日額	最低制限日額	前年比 (%)	労務単価比率	最低制限日額	前年比		
清掃員A	9,066 円	9, 370 円	3. 4	×1.38	9,687円	3. 4		
清掃員B	7,227 円	7,401 円	2. 4	×1.09	7,651 円	3. 4		
清掃員C	6,570円	6,790 円	3. 3	×1.00	7,020 円	3. 4		
保全技師補	12, 483 円	12, 765 円	2. 3	×1.89	13, 267 円	4. 0		
保全技術員	12,088 円	12, 357 円	2. 2	×1.82	12,776 円	3. 4		
保全技術員補	10,380円	10,660円	2. 7	×1.57	11,021円	3. 4		
軽作業員	10,512円	10,999 円	4. 6	×1.63	11,442円	4.0		
警備員A	9,329 円	9,641 円	3. 3	×1.43	10,038円	4. 1		
警備員B	7,949 円	8,148 円	2. 5	×1.21	8,494 円	4. 2		
警備員C	7,095 円	7, 265 円	2. 4	×1.07	7,511 円	3. 4		

(注) 計算過程における端数の扱い

- 1 長野県最低賃金に8と1.033を乗じた額は10円未満を切り上げるものとする。
- 2 最低制限日額は1円未満を切り捨てるものとする。